

414
A 3050
2

別記牙板三号

大正十一年四月
大隈侯爵邸

以迄於此お終り此後今令改以差戒去成
此新制衣電信秘号(一)口ハ中子(井)字五
少(二)字五(三)尤(四)を以て代用致ル(バ)不
於存ル(可)々々(一)少(二)何故(井)才(工)之中
只(井)字のこを以用い(五)字を以除き(こ
お終り此後(一)及(二)又(三)差(四)戒(五)
表(六)中(七)子(八)濁(九)点(一〇)を(一一)加(一二)ふ(一三)事(一四)濁(一五)点(一六)を(一七)去(一八)る(一九)
等(二〇)の(二一)誤(二二)を(二三)以(二四)て(二五)考(二六)り(二七)バ(二八)其(二九)事(三〇)換(三一)り(三二)て(三三)存
し(三四)其(三五)餘(三六)事(三七)一(三八)を(三九)述(四〇)い(四一)ち(四二)知(四三)る(四四)事(四五)一(四六)二(四七)并(四八)飛

外務省



後世何れ強情ケる者少く其の明解を
以て(井)字の地位即千七の(井)を用いて
電文に致し得るは快の事知るべし

一別我島國を治むる司法の概畧は海
以て一り快美進ナルは又魯「ミリテイ」
ナルガニサー「」の詳細を得るは「ホニ」氏
和英文の執海致軍の事抄譯出来
ことと美進する

一亦知つるは「ロマニヤ國」都史格に屬
國多しと千八百五十六年「巴里」府條約ニ

判然と見ゆ然れは近來澳字魯三國連
名に畫幅を「ホルト」ニ差す一就中澳政
府は「ホルト」可否を待たば「マニヤ」に
貿易條約致す方を申せし「ホルト」三國
の望に如き事時を「巴里」府に約又の有
名に實に屬して一魯國の内意を如きは
徐々子を以て遂に五年の約を
全を廢止する是に「マニヤ」は後能るを
英佛に如き「南時條約」連名に各國如何

外務省

夕 示 年

致予我未^レあ^レ分^ル平何^レを分^リ汝^レ可^ク中
進^ル

十一月八日

榎本武揚

寺島外務卿殿

魯國大庭の程状

榎本武揚

一魯國大庭の程状近來歐洲各國之状

向^ル好^ム巨^大の^レ債^{あり}空^難ど^る内外の債
款并に十

九億千九百万ルブル内外の債
利子の分毎九千九百万ルブルに
拂ふ云々其^レ利^子と^は皆^{五分}

を^レ裁^少る^者あ^く而^レは^諸國^皆安^し其^レ債

溢^出を^買ふ^然る^其通^用紙^幣と^銀貨

と^差大^允を^割り^分す^至り^且全^國の^通貨^と

皆^紙幣^と銀^貨を^見る^事極^多稀^な事

蓋^し紙^幣の^斯ル^差を^生ず^るハ^其所^不道

引^換金^との^割合^をよ^り記^すと^論を^付

外 務 省

一、近來國之銀行より其の建言を新
 聞紙に出るものあり其文に據バ魯國現下
 通用紙幣の高一億八千九百万ルーブル外ニ
 所消「シカド、キスト、ゴリエット」利子四三、
一名フロテニテ、シキユルド 貳億七千六百
 ルーブルありて政府より國之銀行より及メ置
 金高を去る爲三千五百万ニ過ギ得故ニ其割
 合多し心金々七倍餘の紙幣流過セリ
 而政府より於テ金銀銅貨他國ニ輸出す
 るを嚴禁するル亦この故也（註）するある也
 一、近年出版せる獨逸國之書藉に近世魯國

大庭の二系況を以て裁せる者あり其畧を左に
 摘譯し之を採覽ニ供せんとす
譯文 魯國ニおめく近來近大庭卿の職を以て
 一番困難ありて好まらぬものとせし其最
 大の距令廿年一を決進と大庭の二章程不
 規則ありて諸君を案察せしむる世に布告
 する事あり各君々氣候に力費を中し三
 帝皇及皇族の入費とて大庭の金銀
 を必要とす（但し形後ニ付る其決進の大庭の
 是を拒むの権力あり）一、由方又ハ中無

細田子原次兵を出し、政府附の別家造
らちを救へ所の創立し、兵卒一に軍後を
原次を重んずる言し之をソバニ言蓋
事一も莫大に國財を費せざるを以て當時何
ある大なるの事案出ると高き案入し金
額小に應じ候節す決意ありし世附より
政府この金額不足に難義を補え為免
一個の姑息法を以てす即ち引換の目的
あり、強帯を以てす以て何れも強帯救へん
とせしこの姑息法の果らぬ強帯を以て世集

夕
承
年

遂に内國人民之信向を失ふの甚きあり
強帯より外一肝要ある信向強帯ハ一不
し其價大にあり、千八百四十三年より
内外の債を以て強帯も消帯する強帯ざるの
期迫りル所備「ステートバンク」は「ニコラス」帝
カニクリに氏ある者強帯を以て大なる任ど
國民の信向を挽回せしむ、強帯命せし、カニクリに
氏と甚き信向あり、會計家を勉め改革
を以て事し、大に其引換金を以て、強帯強
減し而して一切無益の國費強帯除却せし

外
務
省

「カンクリン」氏那かりせは魯國「ステーツバクルプリー」と
千八百四十五年ニあるに於て改め、既にざり
一あるが不幸なる同氏を千八百四十八
年ニ世を禱せし其後幾もあつし「キリム」
ニ戦争差起り魯國ニ大寇再びい金何
ともしき扱あり、海に赴きり世時子苗
この國内政府附の財庫をも悉く空し
其上一切の残幣引換の金も皆これを
傾きて軍資を供せしを以て「キリム」戦争
後「ステーツバクルプリー」の期再び迫る

未だり當時魯國大寇の被難せし後
と英佛、或る國あるは、^{モヤ}魯の新債に
應ずる者ふき其これをも肯せしは特ニ移業
と獨逸ニケ國あるのそをいし、今帝即位
の始、大方にこれを夏く形方の動を下し
金銀を他國に輸出するを嚴禁するも
至るが實に千八百五十二年、大寇つ「クニスツ
ウイツ」氏の時あり、魯國倉庫切迫
移り、今帝、形に大寇つを扱し時任
せし、梨是時今帝の弟「コンスタンティン」親王

其生平最も新近する所の「三カール」云々、レウ
テルに氏を勸て大庭に於て振擡せられ多し
同氏と即ち理を於引續くも織せる大
庭にあり

「レウテル」氏登壇以來舊弊一々大改革に
於て予一物裡最も事件を擧げれば
先ツ牙一者中一物多し其案款金は併
に降目を確定詳算せし之甲條に餘り
多る案款を以て之條に不足を乞ふ故に
又諸者中一物多し甲者も餘り多し

款を以て乙者の不足を補ふを禁じ必ず
一旦確定志多る案款を踰越換て文す
る能へざる一事件を從來魯國者も於て
尤大なる旧弊ありてこの弊に於て中と所謂
定款金を以て之を強がらざる事ありし
よれ梨、其外「レウテル」氏千八百六十二年
の案款金を上乗しお然之を世子公せし
二事件と大に諸大臣等の抗論を引起せし
「レウテル」氏大改革中に於て於て強載すべき
件は、通商税と銀貨の差を禁じし

布告を出せしより、紙幣兌換に騰りて銀
貨を所貯せし者の損失とあり、又外國
債権償還の利息少れに拂、方以後外
國にあつては、必ず彼得堡府に於て
芝と思ふやせう、如何とせざるに於て
多少に換費を生ずれば、於て下合しと
曰く、向後外國債権償還の利息少れと
專款に於て、專貨を以て引換人、同氏
之う為す、別に去る、ある、ポンド、ステル、リ、グ、の
新債を設け、其金を貯蓄せし、其利

息少れ、拂方の、次、其子、供せし、蓋し、ロ、ウ、ル、に、氏、之
見じ、これ、世、一、策、なり、中外人民、傾向、此、我
引、起し、元、來、之、利息、少れ、を、正、金、子、引、替
の、為、に、未、だ、者、々、多、分、專、の、公、債、償、還、を、買
ふ、べき、を、以、て、右、利息、少れ、引、替、金、を、強、り、又
故、に、度、し、其、上、公、債、償、還、の、上、賣、し、方、を、世、一
策、なり、と、し、拂、取、し、得、べし、を、思、ふ、事、然、る、不
其、利息、少れ、引、替、金、を、十、八、月、後、迄、に、拂
合、せ、し、公、債、償、還、を、買、ふ、者、を、甚、稀、と、し、
一、致、以、て、更、に、前、金、の、為、成、了、目的、あり、又

以てニ禁ド多ク紙幣便通用の差再とい
出で来リ而してロウテルニ氏金計上の目録
全く違つて至るべく蓋しロウテルニ氏政府
の「クレジット」を換回するの方法其尚残得
ガリ一事これに至りて瞭然多し然と雖ル
今帝をロウテルニ氏の正直にして能く其職
掌上ニ勉強すべし如く加えて及試業料
を費せし後多きバ以前ノ失尚来と必らず自
ら懲罰すべきも洞看して前科も以て同
氏を咎免ず依然大徳つゝ任じ置るべき

これより以来ロウテルニ氏国力を換回するに
策畧を用いずして自然の道理より
基き外ありて心片以為らく業費の
金銀を以て業入と平均するは淨んと欲
せば只及らざる重き節候を以てするに如くハ
ふしや格を帝室船及び右者等殊に軍
務に及らず無益の金銀必用ニ何れを以て外を全々
換得するに及らざるを以てロウテルニ氏の骨
折去らざるに及らざるに於て三年間其
四年に出入金銀の平均を得るに至る

由是同氏大に國民の信心を以多し
 一ウテル止氏如是國力を挽回せし事業に
 於ては印政府上の公費を削減する者も何
 者も限らば必に秘密に拉致を遂げ又
 帝室及び軍務者も亦ら節儉を施し
 更に税関所を改革せし蓋し税関所
 と魯國以前小甚なりし^{（子も多し）}、^{（難）}然
 同氏大に酒の搾取を直せし酒因と蒸餾
 飲料^{（燒酎）}の税を尖りせし之を
 高ふ酒店を多々開きを許可せし二件

を以て一大助を為せし但し此飲料税を
 魯國大に酒の搾取^{（酒）}の税を重しとのあり
 一有飲料税よりて魯國大に酒の搾取の利益
 増加せしや雖も此魯民燒酎を飲む数
 の増加せるを到底民風を傷むを以て甚
 ぶ歎すべき件に属す大凡世界中に燒
 酎を飲むる魯國程多量なる國なし
 其搾取既千八百七十四年一に納まる燒酎
 税を千億八千万ループルと豫定せるを
 以て知るべし

一又前文税関所改革の件ニ付るは改革
 以来總て六年間子税を局のこみせ貳千
 万ルーブルの入高増加せり又烟草税を七
 千五百万ルーブル増し砂糖製造税を四百五
 万ルーブル増し證券子税を九百万ルーブル
 増し不動産課税を七百万
 ルーブル増し前を並せ七千八百万ルーブル
 以来收納金額八千七百五百万ルーブル
 増加し加之政府附録道の純利子貳
 千四百三十三万ルーブルの歳入を以てする

キ、と「ロウテル」氏が年計出入金額平均
 の上更に「麻」の輸入に至りては、
 子子「穀」の輸入も、
本堂止
于此

附録 勇服者名者記録ニ付るこれと関
 すれば千八百六十年より同七十年迄の
 飲料税比較收納高ありぬ

- 千八百五十六年、一億三千三百九十二万九千六百四十七ルーブル
- 千八百五十七年、一億三千三百九十二万九千六百四十七ルーブル
- 千八百五十八年、一億三千三百三十八万四千四百六十八ルーブル
- 千八百五十九年、一億三千七百八十四万三千零四十六ルーブル

千六百年 一億六千三百九十五万九千五百十四「ルーブル」
 千八百零一年 一億七千四百六十八万九千六百四十六「ルーブル」
 因ニ云成る経済家政府ニ於テ飲料ノ税を果
 寸時々民ノ酒を飲む量を減ずるの基とな
 るの役ありどもハ非ラシクも多年一実
 際上ニ就る驗すれば酒價騰貴すも民の
 これを用ゆる量と更ニ減ずる事ありふ
 蓋シ酒及烟草の如き其税を去く事
 時々賣る者其意を要ふ一買者若し
 他のノ用を解きしむればこれを飲まざ

る事あり故ニ斯る品物の税を果すと
 世上ニ云余後世亦より出る者も人
 民
 修牙上子金を
 關係ある
 一武揚

魯國裁判所の概略 是又前文秋決書籍複が武場

魯國裁判所 に改章を要せしと蓋し一日の

事 に所を以て雖今十ヶ年前の如く訴訟に正

し し裁判をて受くるもの甚く難うし

其 及も先ツオ一警言保官の威制に強と分

限 るく民間法務の如くし

又 「シスル」海法類並に「キリ」十九

訟 に片を以て心から五回後所のより教を經ざ

る を擇ぶ而して其裁判を文武官兼打

雑 ういづるに裁判字を以てし

遂に一個の公易ふる事之を考出せり其
手立といふと他ありし英佛兩國の法律
事之基き之を取捨し其我に要ある
公捕と取を新法を創し一以て法律に左
の件こそ確定せり

一「ヨロシ」の訴訟と治安裁判官之を司る 金高

何程述ト云
フヲ記セス

一「ヨリ」三十九裁判決と陪裁員これ其の
此のヨリ裁判所を推察しては罪を裁断す可なり
和京の如き陪裁員を用いざる國は必ず法律を
思ふ後其罪を裁断す陪裁員の無き
裁判所を罪人罰を施す、事多しと云

一「ヨリ」チキ罪人と臨時裁判所を設け武
官文官立合の事折々同く裁判決之

右ノ三日中に務る治安裁判官ハ大に用を
為し而して公平の裁判ある評判あり
陪裁員は格別用を為さざる内其故ハ其
國人民の意思に叶ふるを陪裁員に文官の
権力ありしより蓋し尊國に於て陪裁
員又ハ代言人ハ特權を授けざる而して其
時ととて政府の威力を以て右等の人を選
席せしむる一事ある由「ヨリ」三十九人裁判

外務省

柱とを尊國格あり酒習賭博又俵估具は原等
さうあつた 横問ハ既ニ
廢今ヲ獨存して正一き裁判ニ之一とす
一右ノ陳述す司法改制中の三月と千八百
と平武年の事ヲ始て施ルセ一若形也